

第37回 府中市農業委員会総会議事録

1 開 会 平成29年7月18日（火）午後3時28分

閉 会 平成29年7月18日（木）午後4時30分

場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

7番 菊池 伸 明 委員 8番 川 辺 初太郎 委員

5番 石 阪 脩 委員（会長）

3 出席委員

1番 市 川 耕 作 委員 2番 須 山 卓 知 委員

3番 高 野 茂 久 委員 4番 加 藤 雅 大 委員

5番 石 阪 脩 委員 6番 市 川 禎 明 委員

7番 菊池 伸 明 委員 8番 川 辺 初太郎 委員

9番 松 村 良 夫 委員 10番 河 内 邦 男 委員

11番 高 野 昌 典 委員 12番 高 野 祐 一 委員

13番 高 木 好 文 委員 14番 都 築 一 委員

15番 鹿 島 一 夫 委員 16番 住 崎 岩 衛 委員

17番 澤 井 泰 造 委員 18番 田 中 繁 委員

19番 横 田 実 委員 20番 朝 倉 泰 則 委員

4 議 長

5番 石 阪 脩 委員（会長）

5 事務局（説明員）

小柴靖也局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 樫澤有一事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
（農地法第5条関係）
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 報告 平成29年度府中都市計画生産緑地地区指定に係る
申請農地について
- 8 その他
 - （1）生産緑地地区の制限解除について
 - （2）7月度活動報告について
 - （3）新農業委員について
 - （4）その他

午後３時２８分開会

○議長（石阪委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第３７回府中市農業委員会総会を開会します。

明日で１期３年が終わりますので、総会の最後に委員さん全員から３年間の感想などのご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

本日は、全員の方が出席しています。

会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番で指名させていただきます。よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、今回は、７番菊池委員さん、８番川辺委員さんをお願いいたします。

それでは、「第１号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。

報告件数は３件です。事務局から第１項から第３項の説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第１号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第４条関係。

第１項、届出者は若松町○の○○の○、○○○○、○○○、土地の所在は、若松町○の○○の○、○○の合計２筆、５７６平方メートル。届出書が到達した日は、平成２９年６月１６日、転用の目的は共同住宅２棟となっております。

２ページの案内図は当該地を示しております。なお、現地は一部に住宅が建っていて、一部が農地だったような状態です。現地の確認は、河内委員さんをお願いしております。

第２項、届出者は是政○の○○の○、○○○○、土地の所在は是政○の○○の○、４２３平方メートル。届出書が到達した日は、平成２９年６月１９日、転用の目的は共同住宅となっております。

４ページの案内図は当該地を示しております。なお、現地の一部は既に駐車場なっています。現地の確認は、高木委員さんをお願いしております。

第３項、届出者は、若松町○の○○の○○、○○○○、土地の所在は、若松町○

の〇〇の〇、〇〇、〇〇の合計３筆、４７７平方メートル。届出書が到達した日は、平成２９年６月２３日、転用の目的は共同住宅となっています。

６ページの案内図は当該地を示しております。なお、現地は既に駐車場になっています。現地の確認は、河内委員さんをお願いしております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第１項、第３項、河内委員さん如何ですか。

○委員（河内委員） はい、第１項は事務局報告のとおり古い家が建っていて、隣接の土地と合せての開発だと思います。問題ありません。第３項は現在基礎を打つなど工事が始まっています。こちらも問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第２項、高木委員さん如何ですか。

○委員（高木委員） はい、７月１５日に確認に行きました。もう看板が立っていて、基礎ができていました。問題ありませんが、４条５条の転用で農業委員が確認に行く必要があるのでしょうか。意味がないように思いますが。

○事務局（樫澤事務職員） はい、確認については、許可の時代は農業委員会の許可が出てから工事に入っていましたが、届出制になってからは受理通知書が発行する前から、工事に着手することも多々あることから、委員さんが思うような疑問も生じるかと思いますが、転用される土地が確かに農地だということと、転用によって周囲に影響がでるかなどを確認して、総会に報告をいただくことになっていますので、よろしくお願いいたします。また、ご自分の担当地区の農地の状況も把握していただくという側面もございます。以上です。

○議長（石阪委員） はい、高木委員さんよろしいですか。

○委員（高木委員） はい、疑問に感じたので。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第１項から第３項については、報告を了承することといたします。

次に、「第２号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は２件です。事務局から第１項、第２項の説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第２号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第５条関係。

第１項、譲り受け人は練馬区石神井町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇株式会社、代表取

締役〇〇〇〇、譲渡人は小柳町〇の〇の〇、〇〇〇〇。土地の所在は、小柳町〇の〇〇の〇、560平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成29年6月15日、転用の目的は建売住宅6棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は川辺委員さんをお願いしています

第2項、譲り受け人は武蔵野市境〇の〇の〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は国立市富士見台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、西府町〇の〇〇の〇、380平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成29年6月16日、転用の目的は建売住宅1棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。なお、現地は共同住宅を取壊し、更地状態になっています。現地の確認は松村委員さんをお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、川辺委員さん如何ですか。

○委員（川辺委員） はい、今月の初めに現地の確認に行ってきました。土地の回りはブロックで囲んであり、中は田んぼに土盛りをし、建築するばかりになっています。譲渡人が高齢となり耕作が難しくなったとのことでやむを得ないと思います。

○議長（石阪委員） はい、第2項、松村委員さん如何ですか。

○委員（松村委員） はい、15日に現地を見てまいりました。事務局報告のとおりで建物を壊し更地となっていました。建売1棟ということで、広いと思いましたが、半分くらいはトラロープで仕切っていて、駐車場のように見えました。いずれにしろ元々農地ではないところを、取壊し更地にしたが登記簿上の地目が畑だったための届出とのことで、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項については、報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。
申出者、南町○の○の○、○○○○、江戸川区西葛西○の○、○○○○、南町○の○の○、○○○○、南町○の○の○、○○○○、被申出者、主たる従事者、南町○の○の○、○○○○、買取り申出地は南町○の○の○、○、○、○、○、○○、○○、○○、○○の合計9筆、田、1, 806.09平方メートル。

2から4ページは、○○○○○氏他3名から提出された証明願、○○○氏以外3名の署名、押印、買取り申出生産緑地の明細書、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、高野祐一委員さんをお願いをしております。以上よろしく申し上げます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、高野祐一委員さん如何でしょうか。

○委員（高野祐一委員） はい、現地の確認に行った結果、じゃがいもの収穫が終り、非常にきれいに耕運されていました。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようですので、本件については証明することといたします。

次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は6件です。事務局から第1項から第6項の説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成26年6月23日から平成29年6月29日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○の○、○○○、土地の所在は紅葉丘○の○の○、畑、1, 315平方メートル。

第2項、次の者が平成26年7月4日から平成29年6月29日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、四谷○の○の○、○○○○、土地の所在は住吉町○の○の○、○、○、○の○の○、○、○○、○○の合計7筆、田、1, 901平方メートル。

第3項、次の者が平成26年7月4日から平成29年7月4日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政○の○の○、○○○○、土地の所在は、矢崎町○の○の○、○、

○、清水が丘○の○の○、○、是政○の○○の○、○○、是政○の○の○、○○、○○、○の○、○の合計12筆、田と畑を合せて5,880平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成26年7月1日から平成29年7月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、南町○の○○の○、○○○○、土地の所在は、南町○の○○の○、○、○、○○の○、南町○の○○の○、○、○の合計7筆、田、1,729.61平方メートル。

第5項、次の者が平成26年6月26日から平成29年7月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は朝日町○の○○の○、畑、500平方メートル。

第6項、次の者が平成26年7月4日から平成29年7月9日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、府中市白糸台○の○の○、○○○○、土地の所在は、白糸台○の○○の○○、○○の○、○○、○の○○の○の合計4筆、畑、4,034平方メートル。

3から5ページは○○氏から提出された、証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

6ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は河内委員さんをお願いしています。

7から9ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でお米、各種野菜を生産しています。

10ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は市川禎明委員さんをお願いしています。

11から18ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でお米、各種野菜を生産しています。

19から21ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は高木委員さんをお願いしています。

22から24ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

25、26ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は高野祐一

委員さんをお願いしています。

27から29ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

30ページの案内図は、当該地を示しております。

31から33ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で各種野菜を生産しています。

34ページの案内図は、当該地を示しております。

以上の第5項第6項の現地の確認は、鹿島委員さんをお願いをしております。

以上、よろしくお願いします。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。第1項、河内委員さん如何ですか。

○委員（河内委員） はい、第1項、15日に現地の確認に行ってきました。夏野菜のきゅうり、トマトなど適正に栽培されております。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第2項、市川禎明委員さん如何ですか。

○委員（市川禎明委員） はい、道路の東側は各種野菜が栽培されておりました。西側は水田となっており、問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第3項、高木委員さん如何ですか。

○委員（高木委員） はい、10日に確認に行きました。矢崎町は水田となっていて、清水が丘はねぎが栽培されておりました。是政は出荷直前のねぎと植えたばかりのねぎが栽培されておりました。〇〇さんはねぎを専門に栽培しており、専業農家の一人として頑張っています。問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第4項、高野祐一委員さん如何ですか。

○委員（高野祐一委員） はい、〇丁目の方は各種野菜が栽培されており、〇丁目は水田で肥培管理も非常に良く、問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、第5項、第6項、鹿島委員さん如何ですか。

○委員（鹿島委員） はい、7月14日に現地確認に行ってきました。第5項ですがオクラ、ピーマン等各種野菜がきれいに栽培されており問題ありません。第6項も半分くらいにオクラ、ししとう等各種野菜が栽培されており、残り半分は収穫後となっておりました。肥培管理も良く問題ありません。

○議長（石坂委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

○議長（石坂委員） ご質問等がないようですので、第1項から第6項は証明する

ことといたします。

次に、「第5号議題 報告 平成29年度府中都市計画生産緑地地区指定に係る申請農地について」を議題とします。

本件については、7月5日、水曜日に土地利用部会を開催し、申請農地の調査を行いましたので、その結果を菊池土地利用部会長より報告をお願いします。

○委員（菊池委員） はい、第5号議題、報告、平成29年度府中都市計画生産緑地地区指定に係る申請農地についての現地調査について、ご報告申しあげます。

平成29年7月5日、水曜日に土地利用部会を開催し、申請農地についての調査を行いました。

2ページをお開きください。今年度の申請は、4件4箇所、合計1,629.02平方メートル、9筆となっています。

3ページは申請農地の一覧となり、一番左は受付順をその右は現地調査に行った順番を1番から4番まで記載していますが、案内図も調査順になっていますので、調査順で説明をします。

4ページの案内図をご覧ください。こちらは〇〇さん所有の農地の中に細長く存在していて、ここで相続があり生産緑地でないことが分かったようで、両隣が生産緑地と一体として長年耕作されており問題ありません。

5ページの住吉町四丁目は、自宅の脇を区画し、土を入れ、かさ上げたもので、今後パワーアップ事業を利用しハウスの整備をしたいとのことでした。何ら問題ありません。

6ページの本町3丁目は、以前、相続が発生した時に生産緑地を外したのですが、相続が完了しても農地として維持できているので、再度、生産緑地指定の申請があったもので、耕作状況も良く問題ありません。

最後7ページですが、〇〇さんが取得した土地で、周りの生産緑地も〇〇さんの所有地で、何ら問題ありません。

以上、1番から4番の報告をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（石坂委員） 報告が終わりました。ご質問等ございますか。

○委員（田中委員） 3番ですが、生産緑地を解除した農地の再指定とのことですが、間違いありませんか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、そのとおりで、ここは相続が発生した時に相続税の原資にするため生産緑地を解除しましたが、処分せずに相続が完了し、市街化

農地として維持していたものを、ここで申請があったものです。

○委員（田中委員）　そうしますと今後もこのようなケースは可能ですか。私の認識では、再指定はできないと思っていますが。

○委員（菊池委員）　府中市では数年前に一度解除した農地でも良好に農地として維持できていれば、生産緑地として再指定できることになりました。ここ数年は同様なケースが何件かありました。

○議長（石阪委員）　住崎委員も再指定をやりましたよね。

○委員（住崎委員）　はい。

○委員（田中委員）　というと、可能だという事ですね。

○事務局（樫澤事務職員）　可能ですね。だめだというのは4条5条で転用した場合は現段階ではできませんが、生産緑地を外しても市街化農地で維持していて、要件さえ満たしていれば申請できるように要綱改正がありました。（平成23年4月1日）

○議長（石阪委員）　よろしいですか。

○委員（田中委員）　はい。

○議長（石阪委員）　他に質問等ございますか。（…）

ないようですので、本件については報告を了承することといたします。

次に、8「その他」に入ります。（1）「生産緑地地区の制限解除について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員）　はい、会長、それでは資料ナンバー1をご覧ください。

生産緑地地区の制限解除について、1、買取申出ナンバー243、買取申出日平成29年3月28日、制限解除日、平成29年6月28日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は、多磨町〇の〇〇の〇、〇、合計3, 139平方メートル。

2、買取申出ナンバー244、買取申出日、平成29年3月28日、制限解除日、平成29年6月28日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は、若松町〇の〇〇の〇、〇、〇の〇〇の〇、合計1, 609. 39平方メートル。

3、買取申出ナンバー245、買取申出日、平成29年3月28日、制限解除日、平成29年6月28日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は、押立町〇の〇〇の〇、〇、〇、〇、合計1, 449平方メートル。

裏面に移りまして、4、買取申出ナンバー246、買取申出日、平成29年3月29日、制限解除日、平成29年6月29日、買取申出者、〇〇〇、申出地の概要

は、紅葉丘〇の〇の〇、〇、〇の〇、合計１，０７６平方メートル。

５、買取申出ナンバー２４７、買取申出日、平成２９年３月３０日、制限解除日平成２９年６月３０日、買取申出者、〇〇〇、申出地の概要は、本宿町〇の〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇、合計２，３２２平方メートル。

６、買取申出ナンバー２４８、買取申出日、平成２９年４月２５日、制限解除日、平成２９年７月２５日、買取申出者、〇〇〇〇、申出地の概要は、小柳町〇の〇〇の〇、〇の〇〇の〇、〇、合計１，９１０平方メートル。以上でございます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に（２）「７月度活動報告について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（佐伯事務職員） はい、それでは資料ナンバー２ご覧ください。前回の農業委員会総会が６月２２日に開催され、４条の届出が２件、５条の届出が１件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が１件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が６件、平成２９年度優秀農業経営者等褒賞候補者の審査結果及び推薦について等を審議していただきました。

７月に入りまして、５日に土地利用部会が開催され、生産緑地地区の追加申請地４箇所の実地確認を行いました。

７月１０日には東京都都市農政推進協議会主催のあらたな都市農業振興制度の検討状況等説明会が立川パレスホテルで開催され、石阪会長と小柴局長が出席しました。

活動報告は以上ですが、参考までに、新農業委員さんによる第１回の総会は、７月２６日午後３時に行われる任命式の後、午後３時３０分から総会を開催する予定になっています。

続きまして、全国農業新聞購読のお礼と継続購読のお願いの文書をお配りしています。現在は親睦会で購読料を払っていますが、ここで退任された委員さんで、引き続き購読を希望される場合は、１ヶ月７００円の個人負担となります。原則として退任される委員さんの分は購読を中止にする手続きをしますが、継続して購読したい方は事務の都合上、明日まで事務局までご連絡ください。

もう一点、７月の農業委員さんの報酬ですが、任期の１９日までの分を日割り計算で、７月１５日に振込みました。また、引き続きの方は７月２０日から３１日ま

での分を8月に振り込みますので、ご確認をお願いします。2回に分けての振込みとなりますが、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（石阪委員） 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。（…）

よろしいですか。次に（3）「新農業委員について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（小柴事務局長） はい、それでは資料ナンバー3をご覧ください。

こちらに記載の20名の方が、新しく農業委員に就任していただく方となります。

6月28日に行われた市議会定例会最終日におきまして、市議会の同意を得て市長が任命する方となっています。任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日で、継続して委員を担っていただく方が10名となっています。また、勇退される委員さんにおかれましては、いろいろお世話になりましてありがとうございます。継続される委員さんは改めてご指導のほどよろしくお願いします。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、何かございますか。（…）

ないようですので、次に（4）の「その他」ですが、委員さんから何かありますか。（…）

それでは、事務局から何かありますか。

○事務局（加藤主査） はい、会長、先日実施しました夏野菜品評会の結果についてでございます。お配りしてある資料をご覧ください。

期日については7月8日土曜日、会場は府中市役所北第2庁舎の特産品直売所で開催しました。

審査結果としましては、最優秀賞、東京都野菜生産団体連絡協議会長賞に若松町第1の〇〇〇〇さんのトマトが、優秀賞、マインズ農業協同組合長賞の西府町の〇〇〇〇さんのナスが、優秀賞に南町第1の〇〇〇〇〇〇さんのトウモロコシが選ばれた他、優良賞に記載の4点、努力賞に記載の10点が選ばれております。総出品数は、14品目、110点、うち参考出品2点、審査員につきましては、記載の農業改良普及センターのお2人をお願いしました。夏野菜品評会については以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、ありがとうございます。何かございますか。（…）

ないようなので、冒頭お願いしたように、3年間を振り返って一言ご発言をお願いします。1番市川耕作委員さんからお願いします。

1 番市川耕作委員、2 番須山卓知委員、3 番高野茂久委員、4 番加藤雅大委員、6 番市川禎明委員、7 番菊池伸明委員、8 番川辺初太郎委員、9 番松村良夫委員、10 番河内邦男委員、11 番高野昌典委員、12 番高野祐一委員、13 番高木好文委員、14 番都築一委員、15 番鹿島一夫委員、16 番住崎岩衛委員、17 番澤井泰造委員、18 番田中繁委員、19 番横田実委員、20 番朝倉泰則委員の順に発言。

○議長（石阪委員） みなさん、どうもありがとうございました。そして、3 年間の会長として支えていただきありがとうございました。少しでも府中の農業に役立てばと思いましたが、なかなかできなくて申し訳なく思っています。

今回の委員さんは従来とは異なり団体推薦と個人推薦と応募となりますが、J A の理事さんが2 名入り、東西の監事さんもそれぞれ入った今までにない体制となりました。力を合せ府中の農業の発展に貢献できるようにしたいと思います。

私も引き続き地区の推薦をいただきましたので、もう1 期務めさせていただきますので、今後ともよろしくお願いします。3 年間ありがとうございました。

これにて「第37 回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

午後4 時30 分閉会